

1 環境委員の役割

環境委員さんの役割は以下のとおりです。地域の実状に合わせて、区長さんや自治区役員さんと協議・協力して活動してください。

(1) ごみ減量の普及啓発

市内の一般家庭から出ている燃やすごみの中には、「古紙類」、「古布類」、「プラスチック製容器包装」等の資源としてリサイクルできるものが約30%含まれています。また、埋めるごみの中には約13%の資源化できる飲料用びん等が含まれています。(組成分析調査から)

ごみを減量するには、資源・ごみの適正な分別や3Rの推進が非常に重要です。ごみ減量への取組を地区住民に理解してもらうために、自治区の行事や会合等で、PRをお願いします。

☆3Rの推進… 「リデュース」：不要なものは買わない 「リユース」：使えるものは繰り返し使う
「リサイクル」：資源として再生利用する

(2) ごみ出しの分別指導

ごみは分別区分ごとに処理方法やリサイクルの方法、処理施設が異なるため、きちんと分別ルールを守っていただく必要があります。

自治区のごみステーションの分別状況を確認していただき、状況に応じて分別指導をお願いします。有効な指導方法に、立哨活動があります。

(3) ごみステーションの美化活動

ごみステーションの維持管理は、各自治区や集合住宅の家主さんなどをお願いしています。ごみステーションを常にきれいにしておくことは、ごみ出しマナーの向上につながるだけでなく、地域外からのごみの持ち込み防止にもつながります。

また、分別ルールが守られていない、決められた時間までに出されていないなど、利用状況の良くないごみステーションについては、その利用者が順番に立哨活動を行うことにより、改善を図ることができます。

(4) ごみの散乱防止

空き缶やタバコの吸殻などのポイ捨てを減らすためには、捨てられにくい環境をつくるのが大切です。場所によっては、不法投棄禁止の看板設置や、ロープを張るなどの対策をとることも効果的です。

ごみ散乱防止対策については、清掃業務課（電話 71-3003）までご相談ください。

2 活動資材について

- 立哨活動用 …………… 軍手・ゴム手袋・腕章（循環型社会推進課 71-3001）
- 分別啓発用 …………… ごみガイドブック等パンフレット（循環型社会推進課、支所・出張所）
- ごみステーション管理用 …… 防鳥ネット、看板など（清掃業務課 71-3003）
- 不法投棄等啓発用 …… 看板など（清掃業務課 71-3003）

※防鳥ネットなどのごみステーション用資材は自治区からの申請により支給しています。

3 ごみ出しルールについて

ごみの出し方については、「ごみガイドブック」のとおりですが、ルールが守られていないごみステーションも見られます。ルール違反は、収集ができないとともにステーション周辺住民の迷惑になりますので、以下のルールを守っていただくようお願いいたします。



(1) きちんと分別して出しましょう

きちんと分別することがごみの減量とリサイクルの推進につながります。ごみは種類によって処理方法や搬入場所が異なります。分別が不十分だと適正な処理ができません。

(2) 指定ごみ袋に入れて出しましょう

ステーションの美化、収集効率向上のために指定ごみ袋で出していただいています。なお、指定ごみ袋以外で出されたものは収集をしないため、必ず指定ごみ袋で出すようにご指導ください。

(3) 指定日の8時30分までにしましょう

ごみステーションから収集する時間は決まっていません。ごみの量や交通事情によって、収集が午前から午後にも変わります。なお、祝日（年末年始を除く。）も通常どおり収集しています。

(4) 指定のステーションに出しましょう

各自治区等でごみステーションを管理していただいています。美化活動など、それぞれのステーションのルールに従いましょう。

4 ごみステーションの取り残しごみの取扱いについて

分別されていないなどのルールが守られていないごみ袋は、注意喚起をするため黄色いエフ（荷札）を貼り付け、ごみステーションに残し排出者に持ち帰りを促します。それでもごみが残されている場合は、自治区の方々に分別をし、指定日にごみステーションに出すなど、御対応いただくようお願いいたします。



【エフ（荷札）】

5 ごみと資源の出し方について

「ごみガイドブック」で出し方の確認をお願いします。〈〉内は冊子のページ

- ① 燃やすごみ 〈P3〉
- ② 金属ごみ 〈P4〉
- ③ 埋めるごみ 〈P5〉
- ④ プラスチック製容器包装 〈P6〉
- ⑤ 資源（ガラスびん、飲料缶、ペットボトル）、有害ごみ、危険ごみ 〈P7.8〉
- ⑥ 粗大ごみ 〈P11.12〉
- ⑦ 古紙類 〈P13.14〉
- ⑧ 古布類 〈P13.14〉
- ⑨ 廃食用油 〈P13.14〉

6 不法投棄対策について

1 不法投棄物の処理について

- (1) 自治区、不法投棄パトロール隊に登録している地域ボランティア活動による収集物
 <対応>代表者の方から清掃業務課又は支所(旧町村地区)への連絡により回収します。
 <お願い>区民会館など公共の場所に分別収集して、収集量等の連絡をお願いします。
- (2) 道路、河川、公園等公共施設から直接の回収が必要な不法投棄物
 <対応>連絡により施設管理者が回収します。
 <お願い>所管部署に投棄場所・投棄物等の連絡をお願いします。
- (3) 民有地(個人等所有の土地)への不法投棄物
 <対応>土地所有者が自主的に回収してごみステーションに出す、又は清掃事業所へ自己搬入してください。
 <お願い>状況によっては、自治区長立会いのもと土地所有者等と共働により不法投棄物の回収に協力できますので、清掃業務課まで連絡をお願いします。

[連絡先]

豊田市 環境部 清掃業務課 (0565) 71-3003

≪道路等≫

道 路	国道	(国) 名古屋国道事務所 豊田維持出張所 32-6110	
	県道	(県) 豊田加茂建設事務所 維持管理課 35-9326	(県) 足助支所 62-0047
	市道	(市) 道路維持課 34-6645	(市) 地域建設課 62-0604
	林道	(市) 森林課 62-0607	
公 園	(市) 公園緑地課 34-6621		
河 川	(市) 河川課 34-6672	(国) 豊橋河川事務所 岡崎出張所 (0564) 22-1564	
	(県) 豊田加茂建設事務所 維持管理課 35-9319	(県) 足助支所 62-0047	

≪その他≫

事業系ごみ(産業廃棄物等)の不法投棄	(市) 廃棄物対策課 34-6710
道路上の放置自転車、車両(そのままの状態)	(市) 交通安全防犯課 34-6633
ナンバー付き原動機付自転車	(市) 市民税課 34-6617
LPガスボンベ(そのままの状態)	豊田警察 35-0110 又は 足助警察 62-0110
	LPガス協会西三河支部豊田分会 80-1062

2 不法投棄防止対策について



(1) 市民等との共働活動

- ①不法投棄パトロール隊【登録制度】(清掃業務課 電話 71-3003)
 対 象：2年以上継続して年間4回以上の活動を行う有志による団体(5名以上)
 主な活動：定期的なパトロール及びポイ捨てごみの回収、まち美化活動
 支援内容：活動資材(消耗品、原材料)の支給[予算範囲内]、収集したごみの回収など
- ②不法投棄等の通報に関する覚書の締結に基づく措置内容連絡会議(市廃棄物対策課 34-6710)
 郵便局、タクシー協会、中部電力、森林組合、猟友会などと監視活動を実施

(2) 行政主体の対策

- ①不法投棄パトロール員の設置
 体 制：6班15名体制(パトロール車 渡刈2台、藤岡2台、足助2台)
 活 動：不法投棄多発箇所のパトロール、不法投棄ごみの回収
- ②不法投棄監視カメラシステムの設置 16機(本物10、ダミー6)
- ③不法投棄対策連絡会 行政関係部署(警察、国、県と市各課)と連携
- ④ポイSTOP計画の実施 不法投棄を未然に防ぐ市民意識の醸成を図るため、子どもたちへの環境教育や街頭啓発活動をポイSTOPくんとともに行う。

≪参考データ≫

■ 不法投棄物処理実績

年度	処 理		主な回収品目(個数)							
	件数	処理量	テレビ	エアコン	冷蔵庫	洗濯機	タイヤ	バッテリー	自転車	パソコン
R05	1,266	51.8t	77	2	38	16	287	84	8	14
R06	1,114	49.6t	65	4	27	11	327	13	7	13

■ 市民等の自己搬入

年度	件数	家電 4品目	タイヤ	バッテリー	自転車	パソコン	オートバイ	粗大ごみ	分別ごみ (袋)
R05	94	19	22	3	0	6	0	265	1,182
R06	84	18	44	10	2	1	1	61	798

※自己搬入とは

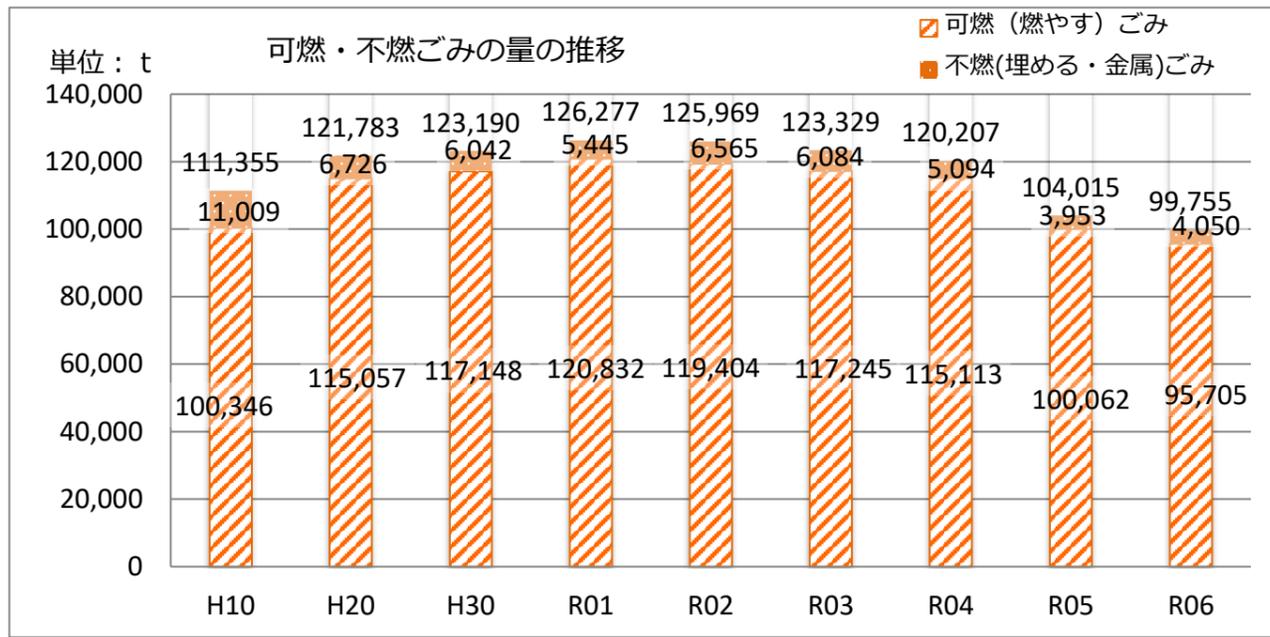
管理する土地に不法投棄をされた方が、直接、清掃事業所(渡刈町)に分別して持ち込む方法

■ 不法投棄パトロール隊(登録数)(令和7年4月1日時点)

年 度	団体登録数	人 数	活動回数	活動延べ人数
R05	210	6,105人	3,195回	28,708人
R06	208	6,629人	3,164回	32,934人

※ 不法投棄問題は、これを行えば必ず無くなるといった絶対的な対策はみつきりません。不法投棄未然防止への市民意識の醸成にも時間がかかります。今後も皆さまと市民が共働して、根気よく活動を継続することが肝要と考えています。今後とも皆さま方のご理解、ご協力をお願いいたします。

《 資料編 》



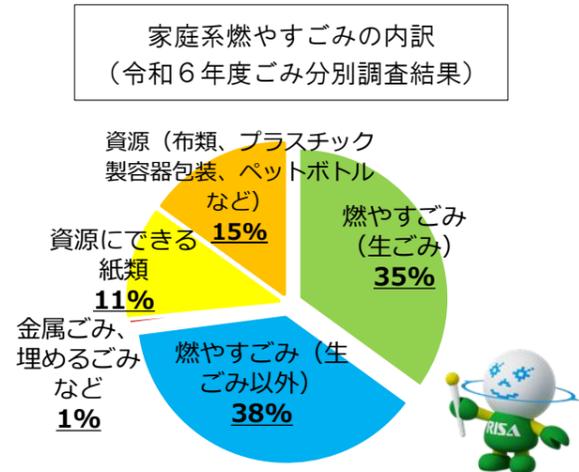
(事業系含む)

《市清掃事業の沿革(抜粋)》

- 平成13年 4月 粗大ごみ戸別収集有料化、家電リサイクル法施行、野外焼却の禁止
- 17年 4月 7市町村合併
- 18年 4月 勤八処分場閉鎖、「グリーン・クリーンふじの丘」供用開始
- 19年 4月 「渡刈クリーンセンター」供用開始
「プラスチック製容器包装」の分別収集開始 ごみの分別を6分別9種類に変更
- 21年11月 「小型家電の回収事業」試行開始(22年10月 正式事業化)
- 22年 7月 「緑のリサイクルセンター」供用開始
- 23年 4月 「危険ごみ」新設 ごみの分別を7分別10種類に変更
- 26年 4月 「リユース工房」正式に開始
- 27年 4月 ごみステーションからのごみの持ち去りを禁止(条例施行)
- 27年 7月 資源・ごみ分別アプリ「さんあ〜る」配信開始
- 28年12月 スプレー缶穴開け廃止
- 令和 5年 6月 充電式小型家電の分別を「有害ごみ」に変更

《参考データ》

- 1人当たりの年間ごみの量 …208kg (R06)
- 1日当たりのごみの量 …237t (R06)
- 1人1日当たりのごみの量 …570g (R06)
- ごみ処理にかかる費用 …80億円/年 (R05)
- 1人当たりにかかる費用…19,242円/年 (R05)
- ごみ処理過程における収益…21億円/年 (R05)
- 1人当たりの収益 ……5,136円/年 (R05)



1 「集団回収事業報奨金」制度

家庭から排出される古紙類、古布類などを資源として回収し、リサイクルを積極的に推進している登録団体(自治区、子ども会、PTAなど)に対し、報奨金を交付します。

区分	R03	R04	R05	R06	前年比(%)	
						回収量
古紙類(kg)	2,572,119	2,489,788	2,230,925	1,920,360	86%	
	68,972	63,840	53,298	44,266	83%	
	計(kg)	2,641,091	2,553,628	2,284,223	1,964,626	86%
報奨金	古紙類(円)	14,234,327	13,766,292	12,352,545	10,632,866	86%
	古布類(円)	344,860	319,200	266,490	221,330	83%
	2品目(円)	7,092,000	6,958,000	6,464,000	5,594,000	87%
	計(円)	21,671,187	21,043,492	19,083,035	16,448,196	86%
活動団体数	480	470	446	391	88%	

2 「リサイクルステーション」事業

家庭から排出される古紙・古布・飲料缶・ペットボトル等の「資源」を回収し、一時保管する常設の拠点施設(ステーション)です。回収した「資源」は再生業者を経由して資源として再生利用されます。

【回収量】 市内の全リサイクルステーション回収量の実績です。(単位 t)

年度	新聞紙	雑誌 雑紙	段ボール	紙パック	古布	ペット ボトル	飲料缶	びん	プラ製 容器包装	合計
R01	2,089	2,636	1,755	74	484	693	359	1,371	415	9,876
R02	1,767	2,331	1,893	83	473	663	357	1,325	385	9,277
R03	1,897	2,444	2,125	85	485	737	391	1,417	460	10,041
R04	1,757	2,364	2,148	79	431	740	378	1,387	520	9,735
R05	1,504	2,246	1,990	77	412	746	358	1,308	460	9,101
R06	1,352	2,108	1,910	77	407	770	347	1,257	456	8,684

※令和6年度は速報値

3 「リユース工房」事業

- 【R06 実績】 来館者数(延べ) 5,181人
販売数 619点
入札件数 3,092件
リユースできた重量 9,205kg



4 「リユーススポット」事業

- 【R06 実績】 譲渡・販売数 2,358点
リユースできた重量 14,498kg

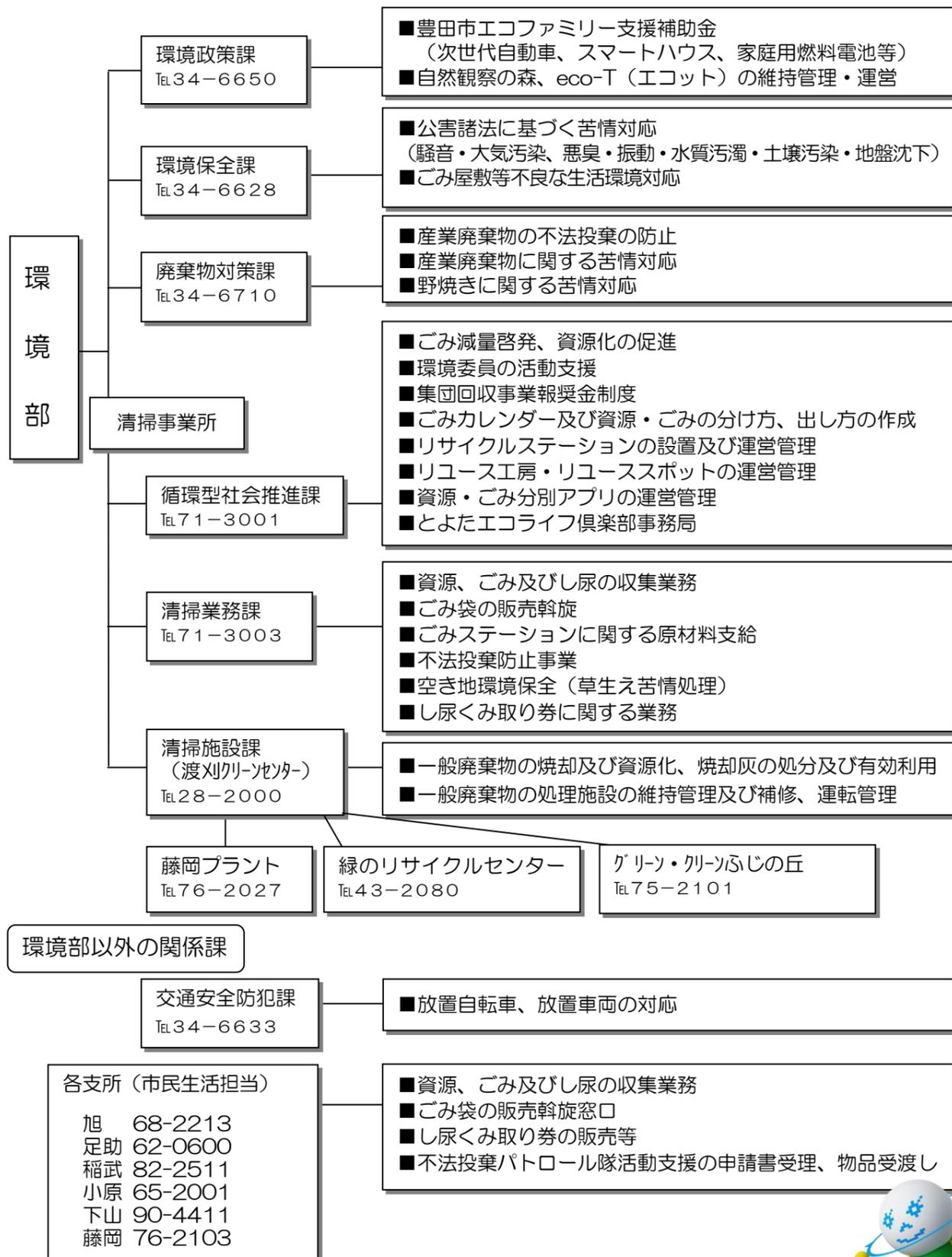


5 その他

- (1) 生涯学習出前講座
10人以上で構成される団体に対して、資源とごみの分け方、出し方とリサイクルの流れについて職員が説明します。【R06 開催実績】 9回
- (2) 羽毛布団のリサイクル
平成28年11月から粗大ごみや処理施設に持ち込まれた羽毛布団を回収し、羽毛布団やダウンジャケットの材料としてリサイクルしています。【R06 回収実績】 126枚 303.17kg

環境部の業務について

令和7年度の豊田市環境部の業務及び関連する支所の業務は、次のとおりです。
(環境委員活動に関するもののみ抜粋してあります。)



～ みなさまへのお願い ～

(1)燃やすごみの削減について

燃やすごみの袋の3割を、リサイクルできる「古紙」、「プラスチック製容器包装」、「ペットボトル」が占めていますので、適正な分別による資源再利用の推進へのご協力をお願いします。

「古紙」については、「雑紙分別袋」の活用、リサイクルステーションの利用の案内や自治区・子ども会などの集団回収による収集など、分別による燃やすごみの削減にご協力をお願いします。また、集団回収については、「集団回収事業報奨金」制度をぜひご活用ください。

問合せ先 循環型社会推進課 電話 71-3001

(2)充電式小型家電(電子タバコ、ゲーム機器、電動歯ブラシなど)の収集について

リチウムイオン電池が使われている「充電式小型家電」は、令和5年6月から分別区分を「有害ごみ」に変更しました。絶対に燃やすごみに入れないでください。間違えた分別で出されると、火災の原因となり、収集時に大変危険ですので、ご注意ください。

=== お知らせ ===

(1)スマートフォン用資源・ごみ分別無料アプリ「さんあ〜る」が便利です！

分別方法や処理場等の検索や、資源・ごみの収集日のカレンダー表示やアラーム機能がついた無料アプリです。出し忘れ防止や分別を調べるのに役立ちます。英語・中国語・ポルトガル語・スペイン語・ベトナム語も配信しています。ぜひご活用ください。



(2)ごみの譲渡・販売施設「リユーススポット」と粗大ごみ再生施設「リユース工房」が好評です！

市の清掃施設に出されたごみの中からまだ使えるものを譲渡・販売する施設「リユーススポット」が清掃事業所内に、令和5年11月5日にオープンしました！家庭から出された粗大ごみの中からまだ使える家具等を清掃、補修し、リユース家具として毎月50点程度展示販売する「リユース工房」も引き続き運営し、ほぼ完売しています。入札の流れなど詳細は豊田市のホームページを確認してください。

(3)カバン型コンポストの貸与と生ごみ処理機器の購入補助をしています！

家庭から出される燃やすごみのうち、最も多い生ごみの減量、再資源化を促進するため、小さなスペースでも設置できる生ごみ堆肥化容器(カバン型コンポスト)の貸与と生ごみ処理機器を購入した場合の費用の一部を補助します。

申込先 循環型社会推進課 電話 71-3001

(4)出前講座「資源、ごみの分別とダイエット作戦！」

申込みいただいた自治区等に市職員が出向き、ごみの分別や資源化について詳しく説明します。是非ご利用ください。(日程調整が必要なため、1か月前にお申し込みください。)

講座名：資源・ごみの分別、ダイエット作戦！ (説明時間：約30分～1時間)

申込先：循環型社会推進課 電話 71-3001

(5)コンポスト使い方講座を開催しています！

コンポストを使用して、生ごみを堆肥化する方法を講座で学びます。ダンボールコンポスト基礎講座でモニター(簡単な取組記録とアンケート)にチャレンジする方にはダンボールコンポスト器材を無料で提供します。ダンボールコンポスト講座の申込みは、環境学習施設eco-Tまでお願いします。

申込先 環境学習施設eco-T (エコット) 電話 26-8058

